

学校法人西野学園同窓会同窓会会則

2019年7月6日

制定

(名称)

第1条 本会は、学校法人西野学園同窓会（西桜会）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を札幌市中央区南5条西11丁目1289-5に置く。

(目的)

第3条 本会は、西野学園と在校生・同窓生を結ぶ組織として、西野学園の発展と社会貢献を図るとともに、在校生・卒業生の会員相互の交流、親睦等を目的する。

(会の事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 西野学園との連携と相互協力
- (2) 西野学園の支援
- (3) 会員への西野学園発信の情報提供
- (4) 西野学園在校生名簿および卒業生名簿の共有
- (5) その他、本会の目的に沿う事業

(会員)

第5条 本会は、次の組織などを持って構成する。

- (1) 西野学園の卒業生
- (2) 西野学園の在校生
- (3) 希望する西野学園の職員または職員だったもの
- (4) 希望する(1)、(2)の父母
- (5) その他、西野学園に関係のある団体・個人で会長が認めたもの

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 20名以内
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 役職は本会の役員で構成する役員会において互選とする。

(1) 細則で定める学科・同窓会よりそれぞれ2名の代表者とする。

ただし、代表者が決定できない場合は、教職員推薦による。

(2) (1)の代表のうち1名は、会長または副会長とする。

会長と筆頭副会長この中より互選とする。

(4) 代表の残りの1名は、常任理事とする。

(5) 学園職員のうち若干名を事務局員とする。

(6) 監事は、(5)以外の学園職員から2名とする。

なお、在校生は学業に支障のないよう配慮し役員は免除する。ただし、意見発案などは、学園職員の事務局員を通じ役員会に提案するものとする。

(会長等)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときは筆頭副会長が代理する。

3 常任理事は、役員会を構成し、事業を審議・実行する。

4 事務局員は、役員会を構成し、会務を分掌する。

5 監事は、本会の会計・事業について監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2、顧問は、会務に関する事項について助言する。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長を置くことができる。

(委嘱)

第11条 副会長、常任理事、事務局員、監事、顧問および名誉会長は、会長が委嘱する。

ただし、顧問および名誉会長は、役員会の推薦に基づくものとする。

(任期)

第12条 役員の任期は、3年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠あるときは、役員会の承認のもと補充する。ただし、任期は残任期間とする。

(会議)

第13条 本会は下記の会議を置く。

1、総会

2、役員会

3、各種委員会、その他

- 第14条 総会は、3年に一度の定期総会と役員会が必要と認められた臨時総会とする。
総会は最高議決機関であり、会の運営について協議決定する。
- 2 会則の改廃については、出席の2/3以上の賛成が必要であり、その他の案件については、過半数の賛成を必要とする。
 - 3 監事は、本会の会計事業を監査し役員会にて報告するものとする。
- 第15条 役員会は監事以外の役員で構成し、必要と認められるとき開く。
- 2 役員会は総会の決定事項について、これを執行する。
 - 3 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、緊急な事項については、本会で決定し、直後の総会にて追認を受けるものとする。
 - 4 役員会は次に掲げる事項を審議し総会にて承認を受ける。
 - (1) 会則の改廃・細則・規程に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 会員に関する事項
 - (5) その他必要と認められ会長が了承した事項
 - 5 会長は役員会を招集する。
- 第16条 各種委員会は、各種委員で構成し、必要と認められるとき開く。
(実務委員会)
- 第17条 本会に実務委員会を置ことができる。
- 2 実務委員は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。
 - 3 実務委員は、役員会で決定した審議事項を円滑に処理する。
 - 4 実務委員の任期は、定めない。
- (支部委員会)
- 第18条 本会に支部委員会を置ことができる。
- 2 支部委員は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。
 - 3 支部委員は、役員会で決定した審議事項を円滑に処理する。
 - 4 支部委員の任期は、定めない。
 - 5 支部については、細則で定める。
- (行動費)
- 第19条 役員・各種委員・顧問・名誉会長については、ボランティアとする。
- 2 ただし、細則で定める実費については、弁済してかまわない。
- (会計)
- 第20条 本会の経費は、会費等及び寄付金をもって充てる。
- 2 会費については、細則で定める。

(慶弔)

第 21 条 会員の慶事、弔事については、規程で定める。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(施行細則)

第 23 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、
会長が別に定める。

附則

1、この会則は、2019 年 7 月 6 日から施行する。

細則

(会費)

第1条 会則第20条における会費は、新入学時に1万円納入する。

2020年より徴収する。ただし、通信生については、別途協議する。

(学科同窓会)

第2条 会則第7条における細則で定める学科・同窓会とは、在校生がある学科か既存の同窓会（学校学科）がある次の学科をいう。

ただし、同一学科で異なる学校の場合、異なる学科で同じ学校など1つずつ代表を選出するか、統一するかはその学科や同窓会の判断を尊重する。以下に記載のない学科・学校の卒業生は、個人資格での参加となるが、新たに同窓会を設立するなどした場合、役員会に役員名簿・会則などを届け出、承認を得られれば、追加する。

- (1) 臨床検査技師科同窓会 溪流会
- (2) 函館臨床福祉専門学校同窓会
- (3) 札幌リハビリテーション専門学校同窓会
- (4) 札幌医学技術福祉歯科専門学校リハビリ部同窓会
- (5) 札幌医学技術福祉歯科専門学校歯科衛生士科同窓会準備会
- (6) 札幌医学技術福祉歯科専門学校臨床工学技士科同窓会準備会
- (7) 札幌医療科学専門学校同窓会

(支部)

第3条 会則第18条における細則で定める支部とは次のものをいう。

- (1) 道南支部
- (2) 日胆支部
- (3) 道央支部
- (4) 道東支部
- (5) 道北支部

(実費)

第4条 会則第19条における細則で定める実費とは

- (1) 交通費（市内交通費は1千円、JR旅費・航空旅費など）
- (2) 宿泊費（1泊1万円）
- (3) 食事費（1回1千円）とする。

行動費はない。（1）について旅費は通常料金とし、公共交通機関を利用する。

自家用車を利用する場合も、同額を支払い、事故などは自己責任とし、本会は免責となる。

(講師謝礼)

第5条 講師に謝礼を支払うことが出来る。

(1) 同窓生講師については、1回5千円で旅費その他は役員実費と同じとする。

(2) 外部依頼講師については、所定の料金を支払う。

外部講師のうち、所定の料金が定まっていない場合は、1回1万円とする。

開催地以外からの参加は、旅費その他は役員実費と同じとする。

講師は、講演のみならず、シンポジスト、司会、座長などを含む。

(会議)

第6条 各会議について会則で規定のないものについて規定する。

(1) 総会以外は、委任状出席を含む過半数の出席で成立する。

(2) 各会議の議長・書記は、会議出席者の中から選出し、会議終了後すみやかにその任を解く。

(3) 総会時の会則改廃以外は、会議の議決は出席者の過半数をもって可決とし、賛否同数の場合は議長が決定する。

(4) 議決は拍手、挙手、投票による。

(5) 議長の議決権は、(3)以外ないものとする

この細則は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

この細則は、2019年7月6日から施行する

慶弔規程

第1条 本会および西野学園において多大なる功績を残した関係者に対し、慶弔を規定する。

- (1) 慶事。退職時の記念品。叙勲受章披露会などに対する祝電。
- (2) 弔事。死亡に対して弔電。
- (3) 慶事については、3期以上就任した役員、おおむね10年以上勤務した教職員をさす。記念品は、1万円とする。
- (4) 弔事については、(3) および現職の役員、教職員とする。

第2条 事務局が把握できたものに関し、執行する。

- (1) 本人または、遺族が不要のむね申し立てた場合、執行しない。
- (2) 時間に余裕があるときは、役員会に諮るが、それ以外のときは、会長承認のうえ、次の役員会にて報告する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

この規程は、2019年7月6日から施行する。

奨学金事業規程

第1条 本会の事業として奨学金を無償還型として給付する。

- (1) 西野学園の専門学校1学年目の2月に公募する。
- (2) 公募の中から教職員が各学科1名程度選抜し、役員会にて1名（最大で2名）奨学金給付生を決定する。
- (3) 成績に加え、出席数、授業態度、生活態度などを加味して審議する。
- (4) 2学年4月より月5万円1年間給付する。
- (5) 給付後、卒業しなかったものは、返納する。ただし、特段の理由がある場合は、役員会で協議する。
- (6) 卒業時に同窓会長賞として表彰する。

第2条 2021年より給付する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

この規程は、2019年7月6日から施行する。

研究費助成事業規程

第1条 本会の事業として研究費を助成する。

- (1) 会員が発表した学会などの発表に対し、学会等旅費10万円を助成する。
- (2) 2月に公募し、3月に役員会にて2人に助成する。

第2条 2021年より給付する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

この規程は、2019年7月6日から施行する。